

野焼き 根絶

廃棄物処理法により、廃棄物の「野焼き」は禁止されています。
「野焼き」とは、ドラム缶による焼却や、空き地、川べりなどでの適切な焼却設備を使わない廃棄物の焼却のことです。
野焼きをした場合、
5年以下の懲役又は1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処せられるなど厳しい罰則が設けられています。

なお、どんと焼きなど風俗慣習上又は宗教上行われる廃棄物の焼却や、たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却で軽微なものなどについては、野焼き禁止の対象外となります。

廃棄物は適正に処理しましょう。

廃棄物の「野焼き」に関する通報やお問い合わせは、お近くの環境管理事務所へ

- | | |
|---|---------------------|
| 青森環境管理事務所
〒030-8566 青森市東造道1-1-1 青森県環境保健センター内 | TEL 017-736-9292 |
| 弘前環境管理事務所
〒036-8345 弘前市蔵主町4 弘前合庁2F | TEL 0172-31-1900 |
| 八戸環境管理事務所
〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田7 八戸合庁2F | TEL 0178-27-5111(代) |
| むつ環境管理事務所
〒035-0073 むつ市中央1-1-8 むつ合庁新館1F | TEL 0175-33-1900 |
| 青森県環境生活部環境政策課
〒030-8570 青森市長島1-1-1 | TEL 017-734-9248 |

中核市移行に伴い、青森市内の産業廃棄物関係事務は、青森市(廃棄物対策課 TEL 017-761-4012)が所管しています。